

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長	
税 目	所得税 （租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10） 法人税 （租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30）	
要 望 の 内 容	消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限を 2 年間延長する。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲ 2,100 百万円） （▲12,000 百万円の 内数）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 地域密着型の内需産業であり、地域経済と雇用を支える商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。</p> <p>そのような状況の中で、平成 26 年 4 月には消費税率が 5%から 8%へ引き上げられ、特に商業・サービス業は対消費者産業であるため、一部の特殊な業種を除き、消費税率引上げ分の価格転嫁ができていない事業者の割合が他の産業に比べて低い状況であり、日本商工会議所の行った調査では小売業の約 4 割、卸売業やサービス業で約 3 割の企業が消費税率の引上げ後、売上が減少している。</p> <p>平成 31 年 10 月に予定されている更なる消費税率の引上げ（平成 28 年 8 月 24 日閣議決定）に際しても中小商業・サービス業の経営体力に深刻な打撃を与え、これらの事業者の収益・雇用の縮小を招き、地域経済・雇用に大きな影響を与える可能性があることから、商品・サービスレベルの向上や他店との差別化や事業の効率化、経費削減等を図る設備投資を後押しし、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目指す。</p>											
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 1151 539 1350"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="539 1151 1479 1350"> <p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1350 539 1498"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1350 1479 1498"> <p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1498 539 1630"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="539 1498 1479 1630"> <p>平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1630 539 1792"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="539 1630 1479 1792"> <p>政策の達成目標に同じ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1792 539 2045"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="539 1792 1479 2045"> <p>中小商業・サービス業の平成 29 年度の売上高 D I は、平成 28 年度と比較し改善傾向。本税制も売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>中小商業・サービス業の平成 29 年度の売上高 D I は、平成 28 年度と比較し改善傾向。本税制も売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>中小商業・サービス業の平成 29 年度の売上高 D I は、平成 28 年度と比較し改善傾向。本税制も売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p>											

		<p style="text-align: center;">＜中小商業・サービス業の売上額D Iの推移＞</p> <p style="text-align: center;">（出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」）</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>（適用件数）  平成 31 年度 4,406 件  平成 32 年度 4,375 件  ※平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。  なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの（小売業）や、食器洗浄機（飲食サービス業）、厨房機器（宿泊業）、最新の美容機器（美容業）を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。  これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>—</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。  また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

平成 25 年度 3,293 件  
 平成 26 年度 5,462 件  
 平成 27 年度 4,892 件  
 平成 28 年度 4,500 件

(※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)

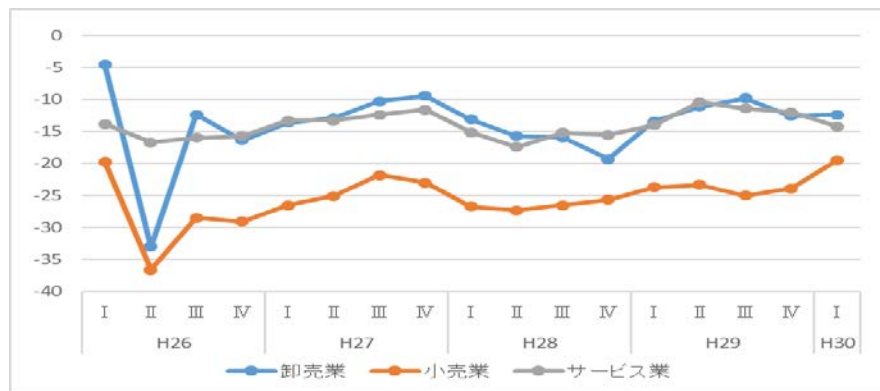
租特透明化法に基づく適用実態調査結果

租税特別措置法の条項：第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4  
 適用件数：(特別償却) 810 件  
 (税額控除) 3,690 件  
 適用総額：(特別償却) 41 億円  
 (税額控除) 14 億円  
 ※平成 28 年度の適用状況

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

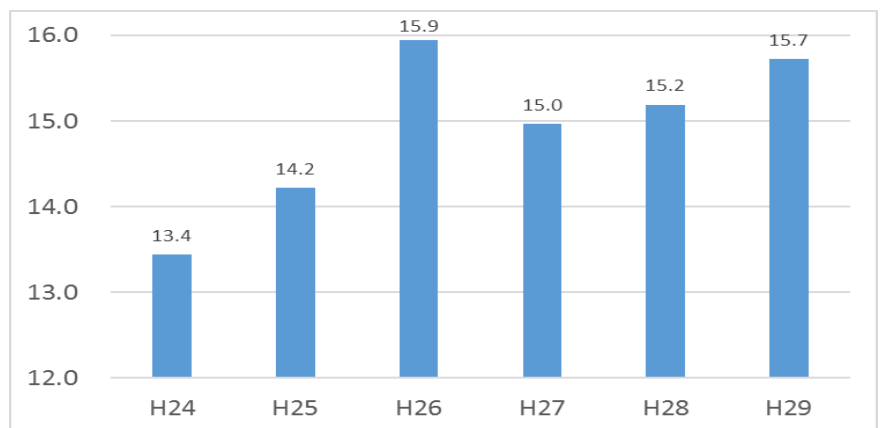
これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。  
 平成 29 年度の売上高 DI は、平成 28 年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、平成 29 年度は平成 28 年度と比較し増加傾向にある。

<中小商業・サービス業の売上高 DI の推移> (再掲)



(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

<中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合>



(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 29 年度 2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）</p>